

武力攻撃事態対処法

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続等基本的事項を定めることにより対処のための態勢を整備

武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する方針、項目、検討体制等を明示

自衛隊法の一部改正

防御施設の構築等の措置及び関係法律の適用除外等の特例措置を定め、自衛隊の行動を円滑化

安全保障会議設置法の一部改正

議員に総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を追加
事態対処専門委員会を新設

：平成15年の通常国会で成立した法律
(いわゆる有事関連3法)

平成16年の通常国会で成立した法律

武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備

国民の保護のための
法制

国民保護法

自衛隊や米軍の行動の
円滑化に関する法制

米軍行動関連
措置法
海上輸送規制
法
自衛隊法一部
改正法

交通及び通信の総合的
な調整等に関する法制

特定公共施設
利用法

捕虜の取扱いに関する
法制

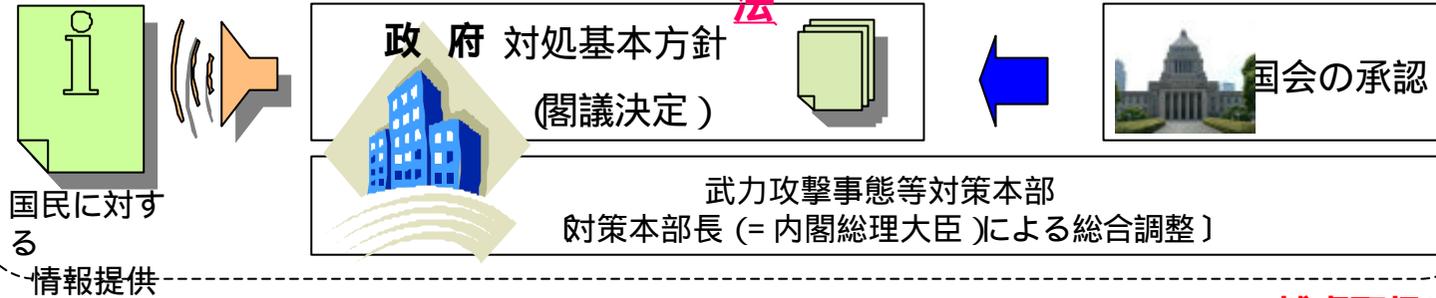
捕虜取扱い法

武力紛争時における非
人道的行為の処罰に関
する法制

国際人道法違反
処罰法

有事法制関連法の概要 (イメージ)

武力攻撃事態対処法



捕虜取扱い法 国際人道法違反処罰法

米軍行動関連措置法 ACSA改正

自衛隊による物品・役務の提供

